

長野県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この施行基準は、長野県スポーツ少年団顕彰要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定める。

1 顕彰の基準

- (1) 要綱第2条第1号は、次の要件のいずれにも該当する単位団とする。
 - ア 10年以上継続して登録していること。
 - イ 登録者及び母集団の活動が活発であること。
 - ウ 異なる年齢の団員で構成していること。
- (2) 要綱第2条第2号は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 10年以上継続して登録している指導者
 - イ 5年以上継続して登録している県スポーツ少年団及び市町村スポーツ少年団の役員
- (3) 要綱第2条第3号は、市町村スポーツ少年団の本部長又は副本部長を退任した者とする。

2 顕彰の数

市町村スポーツ少年団からの推薦の数は、原則として次のとおりとする。

(1) 要綱第2条第1号の単位団

前年度登録単位団数	推薦の数
ア 20以下	1団体以内
イ 21以上40以下	2団体以内
ウ 41以上	3団体以内

(2) 要綱第2条第2号の指導者及び役員

前年度登録指導者・役員数	推薦の数
ア 50名以下	1名以内
イ 51名以上100名以下	2名以内
ウ 101名以上200名以下	3名以内
エ 201名以上	100名を超えるごとにウの数に1名を加えた数

3 候補者の推薦

市町村スポーツ少年団本部長は、要綱第2条第1号及び第2号に係る候補者については毎年1月末日までに、要綱第2条第3号に係る候補者については別に通知する期日までに、所定の様式の提出をもって、長野県スポーツ少年団本部長に推薦する。

4 表彰状及び感謝状の伝達

表彰状及び感謝状の伝達は、市町村スポーツ少年団本部長に委任する。

規定改正経過 平成6年11月10日 一部改正
 平成16年3月22日 一部改正

平成22年11月22日	一部改正
令和2年4月22日	一部改正
令和7年5月14日	一部改正